

## < 参 考 >

### 1 内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）とは

環境省（旧環境庁）は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「内分泌攪乱化学物質」（いわゆる環境ホルモン）としている。

生殖機能障害や悪性腫瘍等を引き起こす可能性がある環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要な課題となっている。

現在、ビスフェノールA、フタル酸エステル類など約70種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われている。

### 2 愛知県における調査物質の選定について

調査物質は、環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 でリストアップされた67物質の中から選定した。

この67物質のうち、大気環境調査は、大気環境への排出が考えられ、測定方法が確立されている9物質を選定し、平成13年度に調査した。

平成14年度は平成13年度と同じ9物質に、新たに測定方法の確立したヘキサクロロベンゼンを加えた10物質について調査している。

また、水環境調査は、測定方法が確立され、国内で使用されていない農薬などを除く56物質について調査することとし、平成13年度はこの中から平成11年度、12年度に調査していない22物質に加え、天然女性ホルモンであるエストラジオール類を調査した。

平成14年度は、これまでの調査結果を踏まえ、高濃度等に検出された8物質を対象に調査している。

#### < 平成14年度調査計画 >

調 査 名	調査地点数	調査物質数	調査時期	備 考
大気環境調査	3	10	夏季及び冬季	平成13年度と同じ地点で調査
水環境調査	10	8	夏季	平成13年度と同じ地点の中から、調査物質の検出状況により、物質ごとに地点を選定

### 3 全国調査結果についての環境省の見解

#### (1) 平成10年度実態調査結果公表

ア 検出された物質は、内分泌攪乱作用を有すると疑われている物質ではあるが、今回の測定値について、内分泌攪乱作用についての科学的知見が未だ不十分なため、評価を行える状況にはない。

イ 相対的に高濃度が検出されたからといって、個々の測定点に着目して評価する段階ではない。

ウ 高濃度検出地点において、水生生物の形態上の異常は観察されていない。

エ 今後、環境リスクの評価確立に向けて、引き続き科学的知見の集積に努めていくこととしている。

#### (2) 平成11年度実態調査結果公表

今回、調査分析を行った物質は、内分泌攪乱作用を有する疑いのある化学物質であるが、攪乱作用の強弱やそのメカニズムについては必ずしも明らかになっていないため、今回の測定値自体の評価を行える状況にはない。

#### (3) 平成12年度実態調査結果公表

今回、調査分析を行った物質は内分泌攪乱作用を有する疑いのある化学物質であるが、その多くの化学物質については、攪乱作用の強弱やそのメカニズムが、必ずしも明らかになっていないため、今回の測定値自体の評価を行える状況にない。

### 4 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 について

環境省（旧環境庁）は、内分泌攪乱化学物質の問題についての基本的な考え方及びそれに基づき今後進めていく具体的な対応方針等を環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 として 1998 年 5 月に取りまとめた。

その後、この SPEED'98 に新しい知見等を追加・修正したもの（2000 年 11 月版）を 2000 年 11 月 30 日に公表した。

環境省は、この対応方針に基づき各種の調査・研究を進め、また、早急に行政的な措置のあり方について検討を深めていくとともに、国民の本問題への正しい理解を助けるため、今後得られる新たな科学的知見や有用な情報を適時・的確に提供していくこととしている。